

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年10月31日

**日本身体障害者アーチェリー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明**

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している <https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/143>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現時点では具体的な中長期計画についての事業計画を含め作成に至っていない。 2022年～新体制のもと組織運営に関する計画の中長期プランを策定し、2022年度末を目処に公表する予定である。	1. 「2022年度事業計画」
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	現時点では、組織運営強化に関する人材の採用及び育成に関する計画の策定には至っていない。2022年～の新体制のもと人材の採用及び育成に関する計画を策定し、2022年度末を目処に公表する予定である。	1. 「2022年度事業計画」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	現時点では、財務の健全性確保に関する計画は策定していない。 作成に当たっては、理事会のみならず社員や構成員等から幅広く意見を伺った上で、2022年度中に連盟HPにて公表する予定。	1. 「2022年度事業計画」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①外部理事の目標割合は25%である。現段階では0%であるが、2022年～新体制では理事15名のうち外部理事は3名:20%になる予定である。世代交代とともに外部からも広く人材を募り、2025年度末までに25%を目指す。 ②女性理事の目標割合は40%である。現段階では0%であるが、2021年12月からの新体制では15人中3名:20%となる予定である。理事の改選ごとに女性を積極的に登用してゆく方針であり、2025年度末までに25%を目指す。  なお、いずれも地域別・障がい当事者・競技種別・外部・女性・アスリート・有識者といった多様性を考慮して適任者を推薦する。(2021年10月の社員総会においては、全国各地域ごとにバランスを取れるよう、地方ブロックごとに理事を1名ずつ推薦している。)	2.「2019年・2020年度(一社)日本身体障害者アーチェリー連盟 役員名簿」 3.「役員改選の進め方について」 4.「改選役員選考委員会における議事内容」 5.「2021→2022役員候補者名簿(案)」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人なので、評議員会は設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会そのものは、規約を公開しているが、現状に合わせて規約の運用を見直しているところである。発足は2023年度内を予定している。 多様性の確保としては、OB・OG選手または競技指導者を外部・女性の割合等を考慮に入れてアスリート委員に推薦することとなっており、選出においても全国の会員の意見を取り入れられる選考法を用いる予定。	6.「アスリート委員会規程」
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	連盟重要事項は、すべて理事会の承認の元で決定している。 全国規模での強化育成及び普及体制を構築するため、2021年10月に定款改正を行い、理事の定数を10名から15名とした。まず第一段階として、各地域で主だった活動をしてきた会員を、地域ブロックごとの理事に選出している。	8.「定款」 9.「定款の改訂理由(一部改訂)」 5.「2021→2022役員候補者名簿(案)」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	2022年度中に、理事の就任時の年齢に制限を設ける予定である。ただし、競技寿命が長いことや、特に地方ブロックでの後継者育成・引き継ぎのための時間等、考慮が必要である。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	法人化が2017年のため現段階ではいずれも該当しないが、理事の平均年齢が高く高齢化が進んでいるため、2022年度中に再任回数は最高4回（8年）の任期の上限を制定する予定。  【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】業務執行理事等で中長期的事業等の実現・他競技団体との連携や信頼関係構築・国際交流の視点から、実績や特別な事情等により10年以上となる場合は、役員候補者選定委員会において、当該理事の実績及び特別な事情等について評価した上で任用を可能とする場合もありうる。その場合でも上限は12年とする。	8.「定款」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2021年に理事会とは独立した諮問委員会として改選役員選考委員会を設置した。構成員は代表理事1名、社員1名、外部有識者3名。	3.「役員改正の進め方について」 4.「改選役員選考委員会における議事内容」 10.「改選役員選考委員会規程」 11.「改選役員選考委員会名簿」
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	連盟及びその他構成員が適用対象となる、法令を遵守するために必要な規程を整備している。詳細は連盟倫理・懲戒規定第3条に違反行為として定めている。ただし法務委員会については未整備のため、コンプライアンス委員会をそれに充てている。	12.「コンプライアンス規程」 13.「倫理・懲戒規程」 14.「競技者等行動規範」 15.「PAF 強化指定選手等及び日本代表選手行動規範」
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。 会員等の入退会に関する規程：定款・会員規定 社員総会等の運営に関する規程：定款 理事会の運営に関する規程：定款 監事に関する規程：定款 各種委員会の運営等に関する規程：定款 事務所掌規程：改訂に着手している。	8「定款」 16.「会員に関する規定」 17.「事務所掌規程」
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	事務所掌規程：改訂に着手している。 文書取扱規程・情報公開に関する規程・個人情報保護に関する規程・公益通報者の保護に関する規程：未整備。2022年度までに対応する。	17.「事務所掌規程」
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款・謝金及び日当に関する規程では「理事会、委員会及び当該会議に準ずる会議へ出席したものが対象となるが、原則として支給しない。ただし、理事会が別に定めたときは支給できる。」としている。 助成金を受け専任となっている役員・職員を除き、東京パラリンピック以降は財政状況も非常に厳しくなるため、今後も原則としては役員に報酬を支払う予定はない。 なお職員については、就業規則等を制定している。	8.「定款」 18.「謝金及び日当に関する規程」 19.「就業規則」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産管理に関する規程・寄附の受入れに関する規程・基金の取扱いに関する規程等：未整備。2022年度までに対応する。	
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	2022年度は財政基盤を支えるためのスポンサー・サプライヤー契約を5社締結している。なお現在は2社と交渉中である。 選手の肖像権に関しては「JPAF 強化指定選手等及び日本代表選手行動規範」の8に規定。表彰の規程は未整備であり、2022年度中に対応する。	20.~23.「協賛（サプライヤー）契約書」 24.「協賛（スポンサー）契約書（大同生命保険㈱様）」 25.協賛（スポンサー）契約書（グロリアアーツ㈱様）・ 15.「JPAF 強化指定選手等及び日本代表選手行動規範」
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること		26.「選手等選考委員会規定」 27.「選手等選考委員会専門委員名簿（2021年11月現在）」 28.「2021年強化指定選手の決定方法及び東京2020パラリンピックアーチェリー大会選手選考会（開催国枠）について」 29.「2021年JPAF強化指定選手選考基準及び規定」 30.「東京 2020 パラリンピック競技大会日本代表選手選考について」 31.「JPAF2022年強化指定選手選考基準および規定」
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考には関与していない。大会の審判員は全日本アーチェリー連盟の資格を持った審判員を派遣していただいている。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	日本財団パラリンピックサポートセンター内の弁護士に定期的に相談に応じていただいている。 役職員の問題把握のための手段として、理事会・総会で、コンプライアンスに関する問題提起を行ったり、JPCの主催するコンプライアンス・インテグリティ等の研修会に積極的に参加することを奨励している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会を設置しており、年1回以上定期的に開催している。	12.「コンプライアンス規定」
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	2022年～外部女性理事（弁護士）に担当いただいている。	5,「2021→2022役員候補者名簿(案)」 32.「組織図（案）」



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年度末にスポーツ仲裁機構のメンター派遣制度を利用してメンターによる役職員向けのコンプライアンス研修を行った。なおこちらの研修はアーカイブ化されており、2021年度もオンラインによる役職員向けのコンプライアンス講座を予定している。なお事務局員が2020年度末にスポーツ・コンプライアンス・オフィサー資格を取得しており、2022年度中には同人による協会独自の研修を開催予定。	33.役職員向けガバナンス研修参加依頼メール

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	連盟選手、コーチにJPCによるコンプライアンス講座の受講を義務付けている。これに加え、2020年度末にスポーツ仲裁機構のメンター派遣制度を利用して、選手及び指導者向けの向けのコンプライアンス研修を行った。なおこちらの研修はアーカイブ化されており、2022年度もオンラインまたは合宿中のコンプライアンス講座を予定している。2022年5月の合宿では選手向け弁護士の理事によるコンプライアンス研修を行った。	34.「選手へのコンプライアンス研修参加依頼メール」
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	独自の審判員体制を有しておらず、審判の公認を行っていない。全日本アーチェリー連盟の審判員制度を利用している。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	日本財団パラリンピックサポートセンターのシェアドサービスに相談し申し込むことでサポートをいただいている。(経理/財務) 弁護士が理事に入っている理事会等で問題がないか定期的に確認し合っているが、2022年度は可能であれば顧問弁護士に相談できる体制を構築する。	32.「組織図(案)」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	連盟発足当時より、一般社団法人法に沿って監事を設定してきた。監事が適切な監査報告を行うことにより、会計原則を遵守している。 経費使用及び財産管理に関する規程は未整備であり、2022年度中に対応する。	35.「監査報告書」 36.「監事経歴」
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵 守すること	各種補助金に対して、担当者を決めて、適正な使用のために求められる法令・ガイドライン等を遵守する形で計画、実行、報告、会計処理を行っている。 会計処理は「JPC事務の手引き」に従って処理している。 現在受けている支援：JPC強化費・体制整備、国庫事業	37.「令和3年度決算報告書」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 事務所でいつでも閲覧等できる書類：2022年度事業計画、定款、令和3年度決算報告書、正味財産増減予算書 (2) NFのウェブサイト等において情報を開示しているもの：令和3年度決算報告書、定款	1. 「2022年度事業計画」 8. 「定款」 37. 「令和3年度決算報告書」 38. 「正味財産増減予算書」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手等選考基準については、強化委員会・選手等選考委員会・理事会で審議・決定の上、連盟HPで公表、また、関係選手に通知している。選手等から質問があった場合には理由を開示している。 URL <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/213">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/213</a> <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/229">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/229</a>	26.「選手等選考委員会規定」  29.「2022年強化指定選手選考基準及び規定」
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの順守に関する情報の開示：自己説明をHPにて公開している。 URL： <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/220">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/220</a>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な手続きに関しては、理事会承認を得ながら慎重に進めている。 利益相反・調達コード等に関する規定を2022年度内に作成する。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーについては未整備のため、2022年度内に作成する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>現在連盟内に通報システム制度を設けていないが、JPSAの通報制度を利用しており、HPに明示している。 URL;<a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/53">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/53</a></p> <p>クラス分けについては、国内クラス委員会内で内部通報窓口を設置済。</p> <p>なお、連盟独自の内部通報窓口を2022年度開設に向けて検討中であり、すでに弁護士等の専門家の意見を聞きながら整備をすすめている。</p>	39.「通報窓口（相談窓口）のHP掲載に当たっての標記（案）」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	2022年内に設置できるよう、現在、各所に打診中である。 連盟独自の内部通報窓口を2022年度開設に向けて検討中であり、弁護士等の専門家の意見を聞きながら整備をすすめている。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	現在「倫理・懲戒規定」と「懲戒処分規定」において内容的に重複している部分があるため、2022年度中に関連規定の再整備を行う予定。	12.「コンプライアンス規定」 13.「倫理・懲戒規程」 40.「懲戒処分規程」
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	上記の通り処分規程を設けている。処分に当たっては、コンプライアンス委員会が審査をして理事会で決定するスキームを取っている。コンプライアンス委員会で審査を行うにあたっては、外部の弁護士の専門家に相談しながら進めている。2022年度中に規定等の再整備を行う予定。	40.「懲戒処分規程」
	[原則11] 選手、	(1) NFにおける懲罰や紛争に	懲戒処分規程第11条「前条の規定に関わらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲	13.「倫理・懲戒規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	ついて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	の不服申立ては、同機構のスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決される。」とある。倫理・懲戒規程第14条にもスポーツ仲裁 選手等選考委員会規程第8条にも同様の規定がある。これらについては、不合理な申立期間を設けたことはない。	26.「選手等選考委員会規程」 40.「懲戒処分規程」
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁機構に提訴できることを懲戒処分規定・倫理規定・選手等選考委員会規定にてHPで公表している。 URL <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/152">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/152</a> <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/218">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/218</a> <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/213">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/213</a>	13.「倫理・懲戒規程」 26.「選手等選考委員会規程」 40.「懲戒処分規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>新型コロナウイルス感染症に関しては、万一感染者が出た場合の連絡網のみ内部で策定し運用している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関係のない有事が発生した際には、随時理事ミーティングを招集し対応してきた。</p> <p>ただし危機管理マニュアルは策定していない。2022年度を目処に作成する。</p>	41.「41.COVID-19HPSC連絡網_20210126」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	コンプライアンス違反事例が発生した際には、コンプライアンス委員会が関係各所と相談の上対処し、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策等の対処を行っている。 今後策定する各種規定危機管理マニュアルに、不祥事が発生した場合のの提言等を盛り込む予定。	12.「コンプライアンス規定」 報告書(別添)
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を発足させたことはない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	全国に19の地方組織があるが、加盟人数そのものの減少により全体的に縮小傾向が見られる。そのため、2022年度内に加盟規定（「会員に関する規定」）を再整備する予定。 その第一段階として、2021年12月からの新体制においては、地方ブロックごとに理事を選任している。当該理事を通じて地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援体制を構築してゆく予定。	16.「会員に関する規定」 42.「地方組織一覧・社員名簿・役員名簿」
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	情報提供に関しては、2020年度より広報担当を設置し、HP・公式Facebook・公式ツイッターにて情報提供を行っている。また、紙媒体で年4回発行していた冊子「なかま」を順次クラウドに移行し、より幅広い情報共有を図る。今後はこれらもより活用して研修会等の告知を行う予定である。 公式FacebookURL <a href="https://www.facebook.com/paraarcheryjapan">https://www.facebook.com/paraarcheryjapan</a> 公式ツイッターURL <a href="https://mobile.twitter.com/para_archeryjpn">https://mobile.twitter.com/para_archeryjpn</a> 研修会については、地方ブロックごとに専任した新任理事への情報提供・研修を手始めに、2022年～2023年度にかけて各組織・個人会員へと広く実施してゆく予定。	43.「情報誌「アーチェリなかま2020年上半期」」